

邑南町木材利用行動計画

1. 計画策定の趣旨

この計画は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第9条第1項の規定に基づき策定した「邑南町木材利用基本方針(平成24年3月23日邑南町告示第27号)」を受けて、町が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定める。

2. 基本的事項

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 対象範囲

- ① 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 町が整備する道路、河川、公園、土地改良等の公共工事における土木構造物
- ③ 町が調達する机や書棚等の備品、消耗品

(3) 例外の範囲

町産木材を使った製品の調達が困難な場合には、可能な限り身近な地域から産出した木材を使った製品の調達に努める。

3. 取り組み目標

(1) 公共建築物の木造化・木質化

① 木造化の基準及び取り組み目標

《木造化の基準》

町が整備する新築・増築又は改築する公共建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000m²以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、平成26年6月4日に木造建築関係基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000m²を超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、以下に掲げる場合を除き、原則として木造化とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

また、木造化が困難な施設にあっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取り組み目標》

目 標: 毎年度の木造化施設率=100%

算定式: 木造化施設率=(木造化施設数/木造化可能施設数)×100

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」は、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分(柱、梁、桁など)に 50%以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

(木材の使用割合条件)

- ・木材使用量の概ね70%以上を県産材とし、うち町産木材を 50%以上使用すること

②内・外装の木質化の基準及び取組み目標

《内・外装の木質化の基準》

町が整備する新築・増築又は改築する公共建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内・外装を可能な限り木質化を図る。

《取組み目標》

目 標:毎年度の木質化施設率=100%

算定式:木質化施設率=(木質化施設数/木質化可能施設数)×100

〔留意事項〕

○「木質化可能施設数」は、町が整備する公共建築物数とする。

○「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合(木質化率※)が 50%以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

(木材の使用割合条件)

- ・施工面積の概ね 70%以上を県産材とし、うち町産木材を 50%以上使用すること

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③建具等

町が整備する新築・増築又は改築する公共建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等(窓枠を含む)の建具等は、町産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する建具等の利用例)

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓(窓枠を含む)、家具 等
-----	----------------------------

(2)公共土木工事における町産木材の利用

《町産木材利用の基準》

町が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を参考に、「1 工事現場―1 木材利用」を基本とし積極的に町産木材を活用する。

(積極的に活用する公共土木工事における木材利用例)

共通	工事用看板、仮設防護柵、合板型枠、基盤吹付材
道路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、木製転落防止柵、防草対策チップ材 等

河川	木工沈床、杭柵 等
公園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、デッキ 等
農業 農村	簡易土留め、柵工、筋工、木製階段 等

(3)町産木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、町産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する木製品の利用例)

備 品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、文房具 等

附 則

この計画は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この計画は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この計画は、令和2年4月1日より施行する。